

岩手県外で妊婦一般健康診査・産婦健康診査を受ける方へ

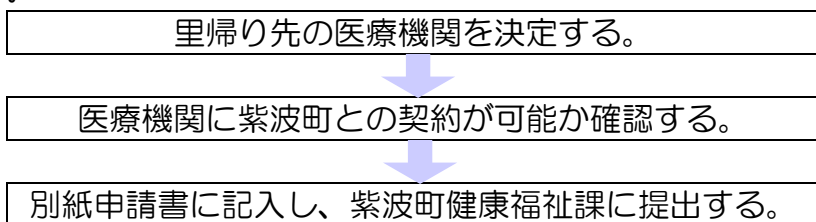
紫波町で発行した妊婦一般健康診査受診票・及び産婦健康診査受診票を県外の医療機関で使用する場合は、医療機関と紫波町との間に契約が必要となりますが、紫波町との契約ができない医療機関もあります。

そのため、県外への里帰りにより妊婦や産婦の健康診査を希望される場合は、紫波町との契約が可能な医療機関であるかを確認していただくことが必要となります。

この手続きは、県外の里帰り先で妊婦健康診査を受ける前に事前に手続きが必要となります。医療機関が決定しましたら、別紙用紙を郵送または直接提出していただくようお願いいたします。



1 手続きの流れ



契約できる場合

契約手続き後、紫波町で発行した妊婦一般健康診査受診票・産婦健康診査受診票にて健診を受ける。
※契約手続きが整い次第、担当者からご連絡いたします。

契約できない場合

医療機関への支払いは、一旦 自己負担となる。
妊婦や産婦の健康診査の領収書は保管しておく。

里帰り先から戻ったら、償還払いの申請手続きを行う。

<申請手続きについて>

公費負担額範囲内の助成を受けることができます。

(持ち物) 母子健康手帳・印鑑・健康診査費の領収書・振込先口座番号がわかるもの
(申請期限) 健康診査日から起算して1年以内

※注意事項 受診時に紫波町から転出している場合は対象になりません。
健康診査費が公費負担額を超えた場合は、超越分の金額は自己負担になります。

2 令和3年度妊婦一般健康診査公費負担額(参考)

回数	単価(円)
1回目	19,620
2回目	5,770
3回目	10,550
4回目	5,770
5回目	5,770
6回目	5,360
7回目	10,550
8回目	7,440
9回目	5,770
10回目	10,550
11回目	7,160
12回目	5,770
13回目	5,770
14回目	5,770
子宮頸がん検診	3,760

★産婦健康診査について(公費負担額:1回につき上限5,000円)

1回目:産後2週間 2回目:産後1ヵ月

妊婦健診と併せて契約ができなかった際は、償還払いとなります。
償還払いの申請手続きで領収書が必要になります。

★新生児聴覚検査について(公費負担額:2,000円)

妊婦健診と併せて契約ができなかった際は、償還払いとなります。
償還払いの申請手続きで領収書が必要になります。

★小児科での1-2ヵ月児健診について(公費負担額:5,780円)

里帰り先の小児科で赤ちゃんの1-2ヵ月児健診を希望する際は、別紙項目欄に☑をしてください。契約できない場合は、償還払いとなります。償還払いの申請手続きで領収書が必要になります。なお、県外で健診した際は、紫波町から発行される1-2ヵ月児健康診査受診票は使用できません。

<問い合わせ先>

〒028-3392 紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町役場 生活部 健康福祉課 健康係 電話019-672-2111(代表)